

徳島県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

小松島ショッピングプラザ ルピア

小松島市小松島町字領田二〇番地

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第四百五十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつ

た件）

三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

敷地内にバス停留所があるため、バスの運行経路及び定時定刻運行に支障が無いような配慮を要望する。また、県道小松島佐那河内線を西進し、当該店舗に右折する路線バスがスムーズに右折できるよう、渋滞対策を講じていただきたい。

2 歩行者の通行の利便の確保等

近隣には中学校が所在し、多くの生徒が当該店舗周辺を自転車及び徒歩で通学している。また、敷地内を歩いて渡る高齢者や障がい者等の歩行の安全を確保するため、誘導員等の配置を講じていただきたい。

出入口の安全対策について、入出庫時における歩行者等との事故防止に努めるとともに、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導を行うことに関して道路管理者と十分協議していただきたい。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

地球温暖化等を背景に、ごみの排出量及び焼却量を減らすため、環境に配慮した廃棄物処理に努めていただきたい。

4 防災・防犯対策への協力

徹底した防犯対策を講じていただきたい。

5 騒音の発生に係る事項

騒音問題は周辺住民の日常生活に支障をきたすため、騒音低減対策により静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。

騒音による影響を周辺の住居地に及ぼすことのないよう配慮されたい。影響があると思われるときは、速やかに対策を講じていただきたい。

6 廃棄物に係る事項等

廃棄物の保管、運搬及び処理について、周辺の生活環境の保全に努め、適正に処理していただきたい。

用水路に廃棄物等が飛散しないように、その保管や運搬等について、適正な管理を行っていただきたい。

7 街並みづくり等への配慮等

夜間照明による光害を周辺の住居地に及ぼすことのないよう配慮されたい。影響があると認められたときは、速やかに対策を講じていただきたい。

四 意見の縦覧場所及び期間

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ
- 2 縦覧の期間 令和七年一月二十八日から同年二月二十八日まで